



平成 25 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 クスリのアオキ  
代表者名 代表取締役社長 青木保外志  
(コード番号 3398 東証第一部 )  
問合せ先 財務企画・IR 室長 八幡亮一  
(T E L 076-274-1111 )

### ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及び取締役に付与する分については、取締役に対する報酬等として会社法第 361 条に定める事項についての承認を求める議案を平成 25 年 8 月 19 日開催予定の当社第 29 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権に関する募集事項の決定は、同株主総会において当該議案が承認されることを条件として、かかる株主総会後に開催される取締役会において決議することを予定しております。

#### 記

##### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の発行要領

###### (1) 新株予約権の割当日

平成 25 年 9 月 25 日

###### (2) 新株予約権の数

145 個を上限とする。

###### (3) 新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）

###### (4) 新株予約権の目的である株式の数

① 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

② 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 14,500 株とする。

③当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

（当初行使価額）

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(6)新株予約権を行使することができる期間

平成27年10月1日から平成29年9月30日までの期間とする。

(7)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

②上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8)端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は

その端数を切り上げた額とする。)、その余を資本準備金として計上する。

(10) 新株予約権の取得

- ①当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が上記(7)に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ①当社は、当社を消滅会社とする合併(以下、「本合併」という。)を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。
- ②当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。
- ③当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。
- ④当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。
- ⑤当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

以上